自然災害発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人まごころ
事業所名	デイサービスセンターわかば
代表者	荘司　一機
管理者名	多田　佳世子
所在地	兵庫県赤穂市坂越１７２２番地の２０
電話番号	０７９１（４８）７８６１
作成日 改訂日	２０２３年８月

1. 総論

（１） 基本方針

① 利用者の安全確保

災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して、利用者の安全の確保に努める。

② サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③ 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

（２） 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
BCP 発動の判断・決定	所長	多田佳世子	
情報収集	生活相談員	植早苗	

（３） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

兵庫県ハザードマップを確認する。

＜兵庫県ハザードマップサイト＞

ハザードマップ｜兵庫県 CG ハザードマップ（風水害対策情報ポータルサイト）（pref.hyogo.jp）

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

赤穂市強靭化計画で想定される被災状況を想定する。

別紙資料：赤穂市強靭化計画

【自施設で想定される影響】

	当日	２日目以降		
電力	停電	復旧	→	→
飲料水	断水	備蓄分を使用		
生活用水	断水	復旧	→	→
ガス	停止	復旧	→	→
携帯電話	不通	復旧	→	→

災害発生時期	対応
営業時間前	サービスを中止
営業時間中	サービスの提供を中止し、被害状況を確認し、利用者を自宅または避難所等へ誘導する。

（４） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等に。

以下の教育を実施する。

（１）入職時研修

・時期：入職時

・担当：所長

・方法：ＢＣＰの概念や必要性、災害等に関する情報を説明する。

（２）ＢＣＰ研修（全員を対象）

・時期：毎年４月

・担当：所長

・方法：ＢＣＰの概念や必要性、災害等に関する情報を共有する。

以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

・時期：毎年３月

・担当：所長

・方法：災害の発生を想定し、ＢＣＰに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを 机上訓練で確認する。

② ＢＣＰの検証・見直し

・ＢＣＰに関連した最新の動向を把握し、ＢＣＰを見直す。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてＢＣＰを見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をＢＣＰに反映させる。

2. 平常時の対応

（１） 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
躯体	1983 年築で新耐震基準後の建物	
窓	ガラス飛散防止フィルム	予算化が必要

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
利用スペースの什器	転倒・落下を防止する器具で固定	
事務所の什器	キャビネット等の転倒を防止するため固定	
食堂の食器棚	転倒防止の器具等の設置	
パソコン・周辺機器	机に固定・データのバックアップを保管	
ＬＰガス	固定を強化	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
出入口	土嚢を用意	予算化が必要
施設周辺	側溝・排水溝の掃除	
逆流防止	風呂・トイレの排水溝からの逆流防止	

（２） 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明	電池またはバッテリー式の照明で対応

（３） ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
冷蔵庫	保冷剤等で対応
照明器具・冷暖房機	電池式照明・石油ストーブの用意
情報機器	モバイルバッテリーを使用

（４） 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

ペットボトル（2 リットル）の飲料水を備蓄

② 生活用水

風呂・ポリタンクで確保

（５） 通信が麻痺した場合の対策

施設の電話・インターネットが不通となった場合は、従業員の携帯電話を使用し相互の通信を行う。

（６） システムが停止した場合の対策

・パソコン内のデータは外部媒体にバックアップデータを保管し、電源が確保できる場所で復旧作業を行う。

・災害時に対応できるよう、業務データを紙で出力して保管する。

（７） 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

簡易トイレを用意

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツ等の汚物は、施設外の容器に廃棄まで保管。

（８） 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水（2 リットル）	10		倉庫	
インスタント食品	10		倉庫	
缶詰	10		倉庫	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
紙おむつ	50		倉庫	
石けん	5		倉庫	
タイル	10		倉庫	
トイレットペーパー	10		倉庫	

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
乾電池	必要数	事務所	
ガスコンロ	1	倉庫	
ポリタンク	2	倉庫	
懐中電灯	3	倉庫	
照明器	1	倉庫	
ライター	2	倉庫	
ラジオ	1	事務所	
モバイルバッテリー	2	事務所	

※備品等必要品は備蓄の準備を進めておく

（９） 資金手当て

事業活動総合保険（あいおいニッセイ同和損害保険㈱）に加入。

緊急時の支払対応のため手元現金１０万円を用意する。

3. 緊急時の対応

（１） ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、赤穂市周辺において、震度５強以上の地震が発生したとき。

【水害による発動基準】

警戒レベル２の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令したとき。

ＢＣＰ発動責任者（管理者及び代替者）

管理者	代替者①	代替者②
多田　佳世子	植　早苗	多田　俊彦

（２） 行動基準

災害発生時の行動指針

・自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保

・二次惨害への対策（火災、建物倒壊等）

・法人内施設間の連携と外部機関との連携

・情報発信

（３） 対応体制

災害発生時の職務体制を推進体制の構成メンバーに規定する。

別紙資料：推進体制の構成メンバー

（４） 対応拠点

災害時の施設内の対応拠点は下記の場所とする。

地震：１階従業員更衣室

水害：２階事務室

（５） 安否確認

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて点呼を行い、所長に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯電話（ＬＩＮＥ等）、③災害用伝言ダイヤルで施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか出勤の可否に関する事項。

① 利用者の安否確認

利用者の安否を確認し、所長に報告する。

報告とともに安否確認シートを作成し、安否状況を記録する。

別紙資料：利用者安否確認シート

② 職員の安否確認

職員の安否を確認し、所長に報告する。

報告とともに安否確認シートを作成し、安否状況を記録する。

別紙資料：職員安否確認シート

（６） 職員の参集基準

下記の災害発生時に所長が参集する職員を選定する。

地震　赤穂市周辺において震度５強以上の地震の発生

水害　大雨警報（土砂災害)、洪水警報が発表されたとき

＜初動職員＞

営業時間中：出勤している職員で対応

営業時間外：参集する職員を選定

＜その他の職員＞

所長の指示に従い、求めがあった場合。

留意　下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても原則参集の対象外とする。

・自宅が被災した場合

・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

（７） 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	従業員更衣室・ウッドデッキ	２階事務所

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	坂越公民館	坂越小学校
避難方法	徒歩・車いす・自動車	徒歩・車いす・自動車

（８） 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所：従業員更衣室・事務室

② 勤務シフト

営業時間中：利用者の帰宅・避難が完了まで当日のシフトを継続する。

営業時間外：営業中止の場合は自宅待機

（１０） 復旧対応

① 破損個所の確認

災害発生後、施設の損害状況を確認し、写真を撮り、記録する。

② 業者連絡先一覧の整備

施設外・事業所外連絡リストを作成。

別紙資料：施設外・事業所外連絡リスト

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

被害状況を把握し、報告資料が作成でき次第、関係機関等への発信を行う。

4. 他施設との連携

（１） 連携体制の構築

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
各担当ケアマネジャー		

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
赤穂市民病院	0791-48-3222	緊急外来
赤穂中央病院	0791-45-1111	緊急外来

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
赤穂市健康福祉部医療介護	0791-43-6813	
赤穂市消防局	0791-43-6883	
地域包括支援センター	0791-42-1201	

5. 地域との連携

被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望があった場合、運営状況を鑑み、一時的に場所の提供等は行う場合がある。

＜更新履歴＞

2023 年 8 月 1 日　　新規制定